

差 押 債 権 目 録

金 円

債務者が第三債務者に対して有する下記物件の賃料債権にして、本処分送達日以降支払期の到来する分から、頭書金額に満つるまで。

記

(物件の表示)

(所在)

(建物の名称)

(賃貸部分) 階 号室